

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護保険べんり帳の封入封かん委託及び配布委託について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（その他の委託）

（担当部課： 福祉部介護保険課推進係）

事業の概要

事業名	介護保険べんり帳の封入封かん委託
担当課	福祉部介護保険課
目 的	介護保険制度の区民への周知のため
対象者	75 歳未満で要支援または要介護の認定を受けている者および75 歳以上の者全員
事業内容	<p>1 介護保険制度の周知を目的とし、平成 21 年度版介護保険べんり帳を以下の対象者に個別に送付する。 対象者数約 3, 100 名</p> <p>(1) 75 歳未満で要支援または要介護認定を受けている者</p> <p>(2) 75 歳以上の者のうち、介護保険課からの通知の送付先を本人以外に別途指定している者</p> <p>2 介護保険制度の周知を目的とし、75 歳以上の介護保険第 1 号被保険者のうち、1 の(2)を除く全員に対し民生委員を通して個別配付する。</p> <p>民生委員 274 名 (配布対象者数約 26, 700 名)</p> <p>3 1 については対象者の宛名ラベルを区が作成し、介護保険べんり帳、送付のかがみ、封入用封筒とともに業者に手渡し封入封かんの業務委託を行う。</p> <p>2 については民生委員の郵便番号、住所、氏名入りの名簿を区が作成し、介護保険べんり帳と送付のかがみとともに業者に手渡し封入封かんの業務委託を行う。</p> <p>4 3 の 2 により民生委員に送付したべんり帳について、介護保険制度の周知を目的として、民生委員に個別配布業務を委託する。</p>

件名 介護保険べんり帳の封入封かん委託及び配布委託について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	被保険者の資格管理業務
委託先	1 封入封かん委託 東栄情報サービス株式会社 2 配布委託 民生委員
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者の住所、氏名
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	介護保険べんり帳の配布のため
委託の内容	1 75歳未満の要支援・要介護認定者および75歳以上で介護保険課からの送付先を本人以外に特に指定している者へ個別郵送をするため、対象者の住所、氏名を印刷した宛名ラベルを受託者に渡し、封入封かん作業を委託した。 2 75歳以上の被保険者に民生委員を通して個別配付するために民生委員の住所、氏名を記入したリストを受託者に渡し、封入封かん作業を委託した。 3 民生委員に、担当地域の75歳以上の被保険者のリストを渡し、配布業務を委託した。
委託の開始時期及び期限	1 封入封かん委託 平成21年4月1日から平成21年4月16日まで 2 配布委託 平成21年4月15日から平成21年5月27日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した民生委員の名簿は全件回収する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 最小限の作業員の他は個人情報に接しない。 2 その他契約書に記された個人情報保護対策を徹底する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。